

いみず住まい等応援事業補助金申請に関する誓約書

年 月 日

いみず住まい等応援事業補助金を申請するに当たり、いみず住まい等応援事業補助金交付要綱の規定により、下記の事項について誓約します。

万一、違反があった場合は、いみず住まい等応援事業補助金交付要綱第9条の規定により、補助金を返還します。

記

- 1 市に提出する書類の記載内容に偽りが無いこと。
- 2 交付申請日から5年以上、取得した住宅に住所を有し、当該所在地を生活の本拠とすること。
- 3 本市の生活文化や自然環境等への理解を深め、地域住民の一員として地域コミュニティに参画すること。
- 4 取得した住宅に係る所有者又はその配偶者が、いみず住まい等応援事業補助金に基づく補助金又は国、県若しくは市が実施する同種の他の補助金を受けていないこと。
- 5 取得した住宅に居住する全員が射水市暴力団排除条例（平成24年射水市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

射水市長 あて

住 所

氏 名